



県規則様式第9号（法第28条第1項「事業報告書等提出書」）

事業報告書等提出書

令和5年6月26日

茨城県知事 殿

住所 つくば市梅園2丁目1-15
スプリングテックつくばビル401
名称 特定非営利活動法人日本バス文化保
存振興委員会
代表者氏名 理事長 鈴木 文彦
電話番号 042 - 572 - 4787

下記に掲げる前事業年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の事業報告書等について、特定非営利活動促進法第29条（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、提出します。

記

- 1 前事業年度の事業報告書 2部
- 2 前事業年度の活動計算書 2部
- 3 前事業年度の貸借対照表 2部
- 4 前事業年度の財産目録 2部
- 5 前事業年度の年間役員名簿 2部
- 6 前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面 2部

（備考）

- 1 法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により他の都道府県知事が所轄する法人が提出する場合は、1から6までの書類の提出は各1部とする。
- 2 法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により他の都道府県知事が所轄する法人が提出する場合は、「住所」欄に茨城県内における事務所の所在地を併記すること。
- 3 「5 前事業年度の年間役員名簿」は、前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿とすること。
- 4 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定により、所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先の団体が定めるところによること。



令和 4 年度の事業報告書
令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人日本バス文化保存振興委員会

1 事業の成果

令和 4 年度は前年度に引き続き、我が国におけるバス資料の消滅、散逸を防ぐことを重点とし、すでに収集された実物資料の整備を通じて、日本国民に対し、学術・文化の振興の一環として我が国におけるバスに関する文化財資料の保護及び研究に関することを事業の方針とした。

しかしながら、令和元年度末ごろから日本全国で拡大した新型コロナウイルス感染にともない、広報事業の多くが延期または中止を余儀なくされ、令和 4 年度は多少復活の兆しは見えたものの、例年行われるイベント等への保存しているバス文化財の展示や体験試乗会の実施、芸術作品制作への協力なども 4 年度は 6 件にとどまった結果、通常年度に比べて収益が減少した状況が続いた。また、保存資料の経年劣化に起因すると考えられる修繕費の増加等により、収支状況は悪化している。広報事業が少なかった分、保存資料や保存場所の整備に力を入れたほか、長期にわたり機能していなかったホームページを再構築した。なお、4 年度は事業復活支援金が支給されたものの、全体的には実質預金を食いつぶしていく傾向ではあったが、新たな収益事業もあった中で一進一退の状況が続いており、即時に事業継続が危ぶまれるほどの状況にはない。

2 事業実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従業者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
バス保存事業	保存している実物バス文化財の清掃	通年	かすみがうら市、石岡市	20 人	正会員、賛助会員、及び一般市民約 600 人	0
バス保存事業	保存しているバスの車検	通年 4 回	かすみがうら市	3 人	正会員、賛助会員、及び一般市民約 600 人	994
バス保存事業	保存しているバスの整備・保管	通年	かすみがうら市、石岡市	20 人	正会員、賛助会員、及び一般市民約 600 人	240
バス交通関連資料の保存事業	保存しているバス関連資料の整備	通年	かすみがうら市、石岡市	3 人	正会員、賛助会員、及び一般市民約 600 人	0
広報事業	保存バスの一般市民への展示・試乗会等	5～6 月 / 10～11 月 / 2 月	水戸市、筑西市、小平市、伊勢市、飯能市	30 人	一般市民約 10,000 人	1,627

- (2) その他の事業
なし

(備考)

- 1 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 2 2(2)には、定款上「その他の事業」に関する事項を定めているものの、当該事業年度にその他の事業を実施しなかった場合、「実施しなかった」と記載する。

活動計算書

令和 4年 4月 1日から令和 5年 3月31日まで

特定非営利活動法人日本バス文化保存振興委員会

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費 正会員受取会費	235,000	235,000	
2 受取助成金等 受取地方公共団体助成金	0	0	
3 事業収益 広報事業収益	1,502,000	1,502,000	
4 その他収益 受取利息 雑収益	4 604,375	604,379	
経常収益計			2,341,379
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費 人件費	140,378		
人件費計	140,378		
(2) その他経費 旅費交通費	309,194		
支払手数料	452,313		
修理費等	1,960,453		
その他経費計	2,721,960		
事業費計		2,862,338	
2. 管理費			
(1) その他経費 その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			2,862,338
当期経常増減額			△ 520,959
III 経常外収益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
経常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			△ 520,959
当期正味財産増減額			△ 520,959
前期繰越正味財産額			△ 3,327,124
次期繰越正味財産額			△ 3,848,083

貸借対照表

令和 5年 3月31日現在

特定非営利活動法人 日本バス文化保存振興委員会
(単位：円)

科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	1,648,740		
頒布用記念品在庫	30,891		
流動資産合計		1,679,631	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
有形固定資産計	0		
(2) 無形固定資産			
無形固定資産計	0		
(3) 投資その他の資産			
投資その他の資産計	0		
固定資産合計		0	
資産合計			1,679,631
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	32,000		
立替金	4,928,959		
預り金	66,755		
流動負債合計		5,027,714	
2. 固定負債			
借入金	500,000		
固定負債合計		500,000	
負債合計			5,527,714
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		△ 3,327,124	
当期正味財産増減額		△ 520,959	
正味財産合計			△ 3,848,083
負債及び正味財産合計			1,679,631

財 産 目 録

令和 5年 3月31日現在

特定非営利活動法人 日本バス文化保存振興委員会

(単位：円)

科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
現金 手元現金	251,505		
普通預金りそな銀行土浦支店	186,819		
普通預金常陽銀行土浦支店	167,096		
郵便振替貯金桜並木郵便局	1,043,320		
棚卸資産			
頒布用記念品	30,891		
流動資産合計		1,679,631	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
有形固定資産計	0		
(2) 無形固定資産			
無形固定資産計	0		
(3) 投資その他の資産			
投資その他の資産計	0		
固定資産合計		0	
資産合計			1,679,631
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金			
事務用品購入代	0		
会務運営	32,000		
修理整備費	0		
立替金			
鈴木理事長	4,841,015		
高島副理事長	7,770		
加藤理事	30,172		
東海武郎会員	44,052		
大澤厚彦会員	5,950		
預り金			
源泉所得税預り金	26,755		
誤納入会費	40,000		
流動負債合計		5,027,714	
2. 固定負債			
借入金			
鈴木理事長	500,000		
固定負債合計		500,000	
負債合計			5,527,714
正味財産			△ 3,848,083

前事業年度の年間役員名簿

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

特定非営利活動法人日本バス文化保存振興委員会

役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所	就任期間	報酬を受けた期間
理事長	鈴木 文彦	東京都国立市東 1 丁目 10 番地 50	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	報酬無し
副理事長	高島 俊和	茨城県取手市戸頭二丁目 42 番 1 号	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	報酬無し
副理事長	高橋 勝巳	神奈川県川崎市中原区上平間 1402-19	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	報酬無し
理事	加藤 佳一	埼玉県越谷市大字船渡 360 番地 4	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	報酬無し
理事	村岡 真一	東京都目黒区碑文谷 1 丁目 14 番 15 号アールヴェール 碑文谷 102	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	報酬無し
監事	加藤 彰	神奈川県川崎市中原区今井上町 10 番 1-627 号 ガーデンティアラ武蔵小杉	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	報酬無し

(備考)

- 1 「氏名」、「住所又は居所」、「就任期間」及び「報酬を受けた期間」は、全ての役員について記載する。
- 2 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、住民票等によって証された氏名、住所又は居所を記載する。
- 3 「就任期間」には、役員の任期を記載するのではなく、事業年度の始期から終期までの間の役員就任期間を記載する。そのため、就退任のない役員は事業年度の期間と同一になる。
- 4 「報酬を受けた期間」の欄には、報酬を受けたことがある役員はその期間を、報酬を受けなかった役員については「報酬無し」と、それぞれ記載する。

前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿

令和5年3月31日現在

特定非営利活動法人日本バス文化保存振興委員会

氏 名	住 所 又 は 居 所
鈴木 文彦	東京都国立市東 1-10-50
高島 俊和	茨城県取手市戸頭 2-42-1
高橋 勝巳	神奈川県川崎市中原区上平間 1402-19
加藤 佳一	埼玉県越谷市大字船渡 360-4
村岡 真一	東京都目黒区碑文谷 1-14-15-102
加藤 彰	神奈川県川崎市中原区今井上町 10-1-627
野澤 裕	東京都練馬区桜台 3-47-9-303
中島 謙一	神奈川県横浜市青葉区荏田北 3-13-40
秋山 勝彦	神奈川県横浜市栄区笠間 3-1-26
東海 武郎	東京都東村山市萩山町 1-7-42

(備考)

- 1 前事業年度の末日現在における社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載する。
- 2 10人以上であれば社員全員を記載する必要はない。